

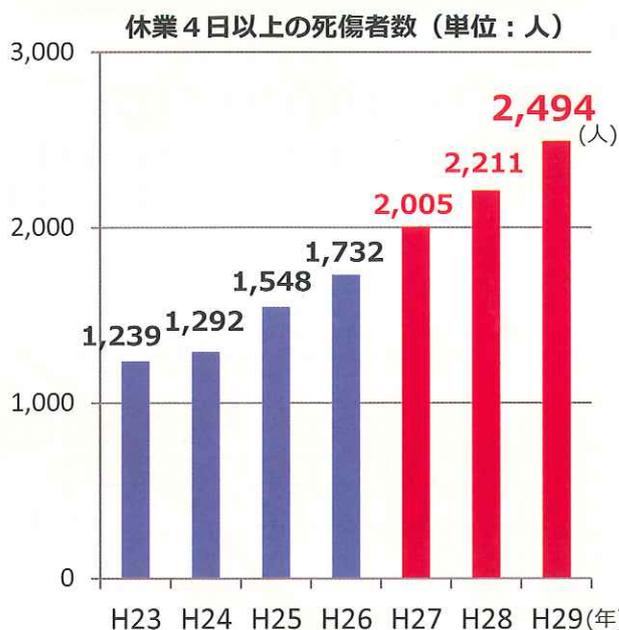
外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は**毎年2,000件を超えています**。

外国人労働者が労働災害に被災しないため、また労働災害の加害者とならないためにも、外国人に配慮した適切な安全衛生教育を実施するとともに、**作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらう工夫が必要です**。



外国人労働者の労働災害発生状況の推移



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

外国人労働者のための

安全衛生教育等自主点検表



| | | | |
|---|-----------|---|--------------------------|
| 1 | 安全衛生教育の実施 | 安全衛生教育を実施していますか。 （雇入れ時又は作業内容を変更した時など） | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 作業手順の理解 | 母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 指示・合図の理解 | 労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 標識・掲示の理解 | 労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 免許・資格の所持 | 免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままで従事させていませんか。 | <input type="checkbox"/> |

！労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（裏面を参照してください）。
（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）

労働者死傷病報告の様式が改正されました

(労働安全衛生規則様式第23号)

施行日：平成31年1月8日

労働者が外国人の場合には、

「国籍・地域」と「在留資格」の記入が必要です。

※ 在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。

※ 「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

国籍・地域



★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

在留資格



★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

★ 在留資格が「特定活動」の場合

在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書(右参照)で活動タイプを確認し、下表のうち、あてはまる活動タイプを1つ、在留資格欄に記入してください。

特定活動の活動タイプ

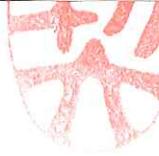
- ・ 特定活動 (ワーキングホリデー)
- ・ 特定活動 (EPA)
- ・ 特定活動 (高度学術研究活動)
- ・ 特定活動 (高度専門・技術活動)
- ・ 特定活動 (高度経営・管理活動)
- ・ 特定活動 (高度人材の就労配偶者)
- ・ 特定活動 (建設分野)
- ・ 特定活動 (造船分野)
- ・ 特定活動 (外国人調理師)
- ・ 特定活動 (ハラール牛肉生産)
- ・ 特定活動 (製造分野)
- ・ 特定活動 (就職活動)
- ・ 特定活動 (その他)



★ 在留資格が「技能実習」の場合

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。(例) 技能実習1号イ など





兵労発基 0208 第 2 号

平成 31 年 2 月 8 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

兵庫県支部支部長 殿

兵庫労働局長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 2 号）が本年 1 月 8 日に公布され、施行されたところです。

つきましては、別添のとおりの本改正の趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知等について、御協力いただきますようお願い申し上げます。

写

兵労発基 0208 第 1 号

平成 31 年 2 月 8 日

各労働基準監督署長 殿

兵庫労働局長

(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

平成 31 年 1 月 8 日付け基発 0108 第 4 号により厚生労働省労働基準局長から標記にかかる通達があったので別添のとおり移牒する。

ついては、当局においても別添の労働災害防止団体等に対して、別添のとおり要請を行ったので、各署においても関係者への周知徹底を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。



基 発 0108 第 5 号
平成 31 年 1 月 8 日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者死傷病報告の様式改正について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 2 号）が本日公布され、施行されたところです。

については、本改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴団体におかれても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知等について、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

今般の改正は、外国人労働者に係る労働災害防止対策の推進に資するため、外国人労働者を雇用する事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、外国人労働者に係る労働災害の発生状況を確認できるようにするため、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 97 条の規定に基づく様式第 23 号（休業 4 日以上労働者に係る労働災害等に係る労働者死傷病報告）について所要の改正を行ったものである。

第 2 改正の要点

1 報告項目の追加

外国人労働者を雇用する事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、外国人労働者に係る労働災害の発生状況を確認できるようにするため、被災労働者が外国人（「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を除く。以下同じ。）である場合に「国籍・地域」（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」と

いう。)第2条第5号ロに規定する地域)及び「在留資格」(入管法第2条の2第1項に規定する在留資格)を記入する欄を新たに設けたこと。

2 その他

1の改正に伴い、備考等について所要の改正を行うものとしたこと。

なお、改正後の労働者死傷病報告の様式は別添を参照すること。

第3 細部事項

事業者は、「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、被災労働者が外国人である場合に、旅券、在留カード又は在留資格証明書により確認し、記入すること。

なお、事業者は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第28条及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和41年労働省令第23号)第10条に基づき公共職業安定所長あて提出している外国人雇用状況届出書に記入している国籍・地域及び在留資格を記入すれば足りること。



基発 0108 第 4 号

平成 31 年 1 月 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 2 号）が本日公布され、施行されたところである。

については、下記に示す改正の趣旨等を十分に理解し、関係者への周知徹底を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

今般の改正は、外国人労働者に係る労働災害防止対策の推進に資するため、外国人労働者を雇用する事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、外国人労働者に係る労働災害の発生状況を確認できるようにするため、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 97 条の規定に基づく様式第 23 号（休業 4 日以上労働者に係る労働災害等に係る労働者死傷病報告）について所要の改正を行ったものである。

第 2 改正の要点

1 報告項目の追加

外国人労働者を雇用する事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、外国人労働者に係る労働災害の発生状況を確認できるようにするため、被災者が外国人（「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を除く。以下同じ。）である場合に「国籍・地域」（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条第 5 号ロに規定する地域）及び「在留資格」（入管法第 2 条の 2 第 1 項に規定する在留資格）を記入する欄を新たに設けたこと。

2 その他

1の改正に伴い、備考等について所要の改正を行うものとしたこと。
なお、改正後の労働者死傷病報告の様式は別添を参照すること。

第3 細部事項

事業者は、「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、被災労働者が外国人である場合に、旅券、在留カード又は在留資格証明書により確認し、記入すること。

なお、事業者は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第10条に基づき公共職業安定所長あて提出している外国人雇用状況届出書に記入している国籍・地域及び在留資格を記入すれば足りること。

労働者死傷病報告

様式第23号(第97条関係)(表面)

| | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|
| 労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。) | | | | | | | | | | 事業の種類 | |
| 81001 | | | | | | | | | | | |
| 事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。) | | | | | | | | | | | |
| カナ | | | | | | | | | | | |
| 漢字 | | | | | | | | | | | |
| 工事名 | | | | | | | | | | | |
| 職員記入欄 派遣先の事業の労働保険番号 | | | | | | | | | | 派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の郵便番号 | |
| 事業場の所在地 | | | | | | | | | | 構内下請事業の場合は親事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称 | |
| 電話 () | | | | | | | | | | 派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称 | |
| 郵便番号 | | | | | | | | | | 提出事業者の区分 | |
| 労働者数 | | | | | | | | | | 発生日時(時間は24時間表記とすること。) | |
| 7:平成 | | | | | | | | | | | |
| 被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること。) | | | | | | | | | | 生年月日 | |
| カナ | | | | | | | | | | 性別 | |
| 漢字 | | | | | | | | | | 職 種 | |
| 休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○) | | | | | | | | | | 経験期間 | |
| 傷病名 | | | | | | | | | | 被災地の場所 | |
| 災害発生状況及び原因 | | | | | | | | | | 略図(発生時の状況を図示すること。) | |
| ①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような 不安全な又は有害な状態があつて ⑤どのような災害が発生したかを詳細に記入すること。 | | | | | | | | | | 国籍・地域コード 在留資格コード 労働者が外国人である場合のみ記入すること。 在留資格 () () | |
| 報告書作成者 職 氏 名 | | | | | | | | | | 職 員 記 入 欄 起 因 物 店 社 コード 業 種 分 類 事 故 の 型 発 注 者 種 類 事 業 場 等 区 分 業 務 上 疾 病 1:該当 2:非該当 (1) (2) (3) | |

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受 付 印

様式第23号（第97条関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。
- 4 「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 5 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 6 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 7 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 8 「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、第97条の労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を除く。）である場合に、入管法第2条第5号に規定する旅券、入管法第19条の3に規定する在留カード又は入管法第20条第4項に規定する在留資格証明書により確認し、記入すること。
なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第1項の規定による外国人雇用状況の届出と同様の国籍・地域及び在留資格を記入すること。
- 9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。